

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容及び
石川県漁業調整規則第11条第1項の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。
令和8年9月15日

（１）小型いか釣り漁業（あかいか）

漁業の種類	制限措置							新規の許可・継続の許可	許可の有効期間	県漁協支所及び出張所（旧漁協又は地区）、都道府県
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域 （緯度経度は世界測地系）	漁業時期	漁業を営む者の資格			
小型いか釣り漁業	小型いか釣り漁業（あかいか）	2	10トン未満	定めなし	羽咋郡志賀町福浦港灯台中心点（北緯37度4.665分、東経136度43.135分）270.0度の線以南の石川県沖合海域とする。ただし、最大高潮時海岸線から沖合1海里以内の海域を除く。	5月1日から12月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※ (2)石川県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	新規	5年未満	西海

※「漁船使用者」・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者
「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者

許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和8年9月15日から令和8年9月21日まで

（２）固定式刺し網漁業（かわはぎ）

漁業の種類	制限措置							新規の許可・継続の許可	許可の有効期間	県漁協支所及び出張所（旧漁協又は地区）、都道府県
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域 （緯度経度は世界測地系）	漁業時期	漁業を営む者の資格			
固定式刺し網漁業	固定式刺し網漁業（かわはぎ）	1	5トン未満	定めなし	珠洲市上戸町南方と同市宝立町春日野との最大高潮時海岸線における境界点（北緯37度24.670分東経137度14.698分）90.0度の直線と鳳珠郡能登町字新保と同町字越坂との最大高潮時海岸線における境界点（北緯37度18.412分東経137度14.748分）90.0度の直線との両線間における石川県沖合海域（共同漁業権漁場区域は除く）とする。ただし、水深60メートル以浅の海域に限る。	11月1日から12月10日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※ (2)珠洲市から鳳珠郡能登町新保に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	新規	5年未満	すず

※「漁船使用者」・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者
「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者

許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和8年9月15日から令和8年10月14日まで

(3) 小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業 なまこけた網）

漁業の種類	制限措置							新規の許可・継続の許可	許可の有効期間	県漁協支所及び出張所（旧漁協又は地区）、都道府県
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域 （緯度経度は世界測地系）	漁業時期	漁業を営む者の資格			
小型機船底びき網漁業	小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業 なまこけた網）	2	3.5ト未満	定めなし	ア、イ及びウをそれぞれ順に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第64号（七尾市奥原町折戸崎に設置した標柱：北緯37度05.000分、東経136度54.220分） イ 七尾市中島町机島中央（北緯37度06.122分、東経136度53.510分） ウ 基点第92号（七尾市中島町瀬嵐藤吉鼻に設置した標柱：北緯37度06.582分、東経136度52.815分）	11月6日から翌年2月末日まで	次の(1)(2)(3)のいずれにも該当する者 (1) 漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※ (2) 七尾市（ただし、七尾市能登島向田・佐波・曲・祖母ヶ浦・鰻目・ハヶ崎・百万石・長崎町を除く）に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者。 (3) 番号7及び8の許可等を受給している者。	新規	1年	七尾西湾、七尾、ななか（ただし、七尾市能登島向田・佐波・曲・祖母ヶ浦・鰻目・ハヶ崎・百万石・長崎町を除く）
		1	〃	〃	ア、イ、ウ、エ及びオを順に結んだ直線と点アから点オ間の最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 ア 北緯37度8.182分、東経136度41.307分 イ 北緯37度7.710分、東経136度41.307分 ウ 北緯37度7.772分、東経136度41.995分 エ 北緯37度8.147分、東経136度42.323分 オ 北緯37度8.950分、東経136度42.323分	〃	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1) 漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※ (2) 志賀町酒見から笹波に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者。	新規	5年未満	西海

※「漁船使用者」・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者
「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者

許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和8年9月15日から令和8年10月14日まで